

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

- いじめは人権を侵害する行為であり、許されない行為です。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行います。
- いじめを発見した場合、解決に向けた働きかけを速やかに開始します。すべての児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、安心して学校生活を営むことができるよう、いじめ防止及び解消について組織的に取り組みます。
- 加害者と被害者の双方の成長を促し、周囲の児童を含め、集団の質を向上させることを目指します。
- 児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めます。

## 2 いじめ防止対策組織とその役割

### (1) いじめ防止対策組織

- いじめ不登校対策委員会…校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、いじめ不登校対策委員、各学級担任、保健主事、養護教諭  
(必要に応じて全教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)

### (2) 「いじめ不登校対策組織」の役割

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
  - ・学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していきます。
  - ・週に1回「東山っ子ケアサポート会議」を開き、各学年の現状の共通理解を図り、必要に応じて対策を講じます。また、月に1回「いじめ不登校対策委員会」を開きます。
- 教職員への共通理解と意識啓発
  - ・年度始めの職員会議で、「学校いじめ防止基本方針」の周知と教職員の共通理解を図ります。
  - ・アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行います。
- 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
  - ・随時、児童のタブレット端末やホームページ等を通して、いじめ防止の取組等を発信します。
- いじめに対する措置
  - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあった場合は、速やかに正確な事実の把握に努めるとともに、問題の解決に向けた指導・支援体制を組織し、対応します。
  - ・事案については、教職員間で情報共有をし、共通理解を図ります。必要に応じて外部の関係機関と連携して対応します。
  - ・「解消している」状態に至った場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行います。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

- 温かく思いやりあふれる学級経営
  - ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進めます。
  - ・全校一斉に行うハッピースマイルタイム(ソーシャルスキルトレーニング・構成的グループエンカウンター)で、楽しく人と関わる体験を通し、自己理解・他者理解を深めます。
  - ・児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
  - ・教育活動全体を通して、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図ります。
  - ・学級集団アセスメント(Q-U)を活用し、温かな学級作りに役立てます。
- 自己肯定感を高める指導
  - ・構成的グループエンカウンターやいいところみつけ等の活動を取り入れ、児童の自己肯定感を育てる場面を増やします。
  - ・学級生活における様々な活動を通して、集団への帰属意識を高めます。

- 道徳の授業の充実
  - ・全教育活動の中で道徳教育を行い、その要となる道徳の時間を充実させ、自他の命を大切に作る心や思いやりの心を育みます。
- 情報モラル教育の充実
  - ・総合的な学習の時間や学活の全体計画に位置付け、学年に応じた指導を行います。

## (2) いじめの早期発見の取組

- 児童理解と観察
  - ・研修等の充実を図り、大人が気づきにくく、判断しにくい形でいじめが行われることを認識し、子どもが発するサインを見逃さず、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指します。
  - ・子どもがいじめについて、相談しやすい環境を整えます。
  - ・「心の天気」を活用し、心の健康観察を毎日行います。
  - ・「ハッピースマイルアンケート」を実施（6月、11月、1月）します。それを資料として、必要に応じて個別面談を行います。
  - ・5月と10月に「心とからだのアンケート」を実施し、その結果をもとに、児童一人一人と個別に教育相談を行います。
- 全職員での情報交換
  - ・いじめを含めた生徒指導について、全職員での情報交換の場を設けます。
- 家庭・地域との連携
  - ・家庭との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
  - ・学校・家庭・地域は、互いに連携して、いじめ問題に関する理解を進め、社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

## (3) いじめに対する措置

- 初動の対応
  - ・いじめの訴えを受けた、またはいじめを発見した職員は、速やかに学年主任と生徒指導主任に報告し、生徒指導主任を中心に組織的な対応にかかる具体的な手立てと役割分担について協議します。協議結果は教頭を通して校長に報告し、対応を開始します。
- 解消に向けての対応
  - ・いじめ不登校対策委員会の協議の結果を受けて、校長、教頭、生徒指導主任、いじめ不登校対策委員を中心にして、実態把握・解消に向けて組織的に対応します。
  - ・必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携を図ります。
- 事後の支援
  - ・被害児童・加害児童について、継続観察したり面談したりして、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努めます。

## 4 重大事態への対処について

- いじめ防止対策推進法第28条が規定する重大事態が発生した場合、学校は速やかに市教育委員会に報告し、その指導に基づいて適切に対応します。
- 重大事態について、学校が主体となって事実に関する調査を実施する場合は、市教育委員会の指導・助言等に従い、事案に応じた適切な専門家を加えるなどして対応します。
- 学校が主体となった調査の結果については、市教育委員会の指示に従い、被害児童及びその保護者に対して適切に情報提供を行います。

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努めます。
- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取組の検証を行います。

## 6 その他

- 毎月の月始めに、前月のいじめの報告書を市教育委員会に提出します。
- 子どもの人権SOSミニレター用紙を中央児童玄関に常設します。
- 各種相談窓口の情報は、全児童のタブレット端末の掲示板に掲載します。